

検査V 養 護

解答上の注意 解答は、全て解答用紙に記入すること。

1 次の各問いに答えなさい。

(1)「学校保健安全法」(平成28年4月1日施行)について、(①)～(⑮)に当てはまる語句を答えなさい。

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の(①)を図るため、学校における(②)に関し必要な事項を定めるとともに、学校における(③)が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における(④)に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の(⑤)とその(⑥)に資することを目的とする。

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、(⑦)に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、(⑧)に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の(⑨)を行い、又は(⑩)を指示し、並びに(⑪)及び(⑫)を(⑬)する等適切な措置をとらなければならない。

(出席停止)

第十九条 (⑭)は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第二十条 (⑮)は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(2)「学校保健安全法施行規則」(令和5年5月8日施行)について、(①)～(⑩)に当てはまる語句を答えなさい。

(出席停止の期間の基準)

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、(①)まで。

検査V 養 護

- 二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
- イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後（②）を経過し、かつ、解熱した後（③）（幼児にあつては、（④））を経過するまで。
- ロ 百日咳^{せき}にあつては、特有の咳^{せき}が消失するまで又は（②）間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- ハ 麻疹にあつては、解熱した後（④）を経過するまで。
- ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹^{ちよう}が発現した後（②）を経過し、かつ、（⑤）になるまで。
- ホ 風しんにあつては、（⑥）するまで。
- ヘ 水痘にあつては、（⑦）するまで。
- ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後（③）を経過するまで。
- チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後（②）を経過し、かつ、症状が軽快した後（⑧）を経過するまで。
- 三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、（⑨）の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて（⑩）期間。
- 六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて（⑩）期間。
- 2 「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月 文部科学省）では、事故等発生時における児童生徒等への対応の在り方等が示されている。以下の文章を読み、次の各問いに答えなさい。

第4章 第1節 事故等発生時における心のケア

2 事故等発生時における心のケアの基本的理解

事故等発生時に求められる心のケアは、ストレスの種類や内容により異なるが、心のケアを適切に行うためには、児童生徒等に現れるストレス症状の特徴や基本的な対応を理解しておくことが必要である。

検査V 養 護

(1) 次の急性ストレス障害（ASD）に関する説明について、①～⑤に当てはまる症状名を答えなさい。

(①)

- ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする
- ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等

(②)

- ・否定的、悲観的な感情に支配される

(③)

- ・自分自身や周囲に現実感を得ることができない（ボーっとする、時間の流れが遅い等）
- ・トラウマとなる出来事の重要な部分が思い出せない

(④)

- ・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする
- ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等

(⑤)

- ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、極端な警戒心をもつ、ささいなことや小さな音で驚く 等

(2) 次の①～⑦は、事故等発生時におけるストレス症状を抱えた児童生徒等に対する基本的な対応方法についての説明である。正しいものには○、誤ったものには×で答えなさい。

- ① ストレス症状を示す児童生徒等に対しては、ふだんと変わらない接し方を基本とし、声掛け等は極力行わずに見守ることが大切である。
- ② ストレスを受けたときに症状が現れるのは特別なことで、症状はなかなか改善しないことを本人に伝えるが、一人で悩んだり孤独感をもったりせずに済むようにする。
- ③ 児童生徒等がなるべくふだんと変わらない環境で安心して学校生活を送れるようにすることで、児童生徒等に落ち着きと安全感を取り戻させることが大切である。
- ④ 災害などの場合は、学級活動（ホームルーム活動）等において心のケアに関する保健指導を実施する。強いストレスを受けたときに起こる心や体の変化、ストレスの対処方法（誰かに相談する、おしゃべりする、話を聞いてもらう、身体を動かす等）等について発達の段階に応じて指導し、心が傷ついたりしたときどのように対処したらよいかについて理解できるようにする。

検査V 養 護

- ⑤ 保護者に対しては、ストレス症状についての知識を提供するとともに、学校と家庭での様子が大きく異なることはまれであるため、緊密に連絡を取り合うなどの行動はしないようにする。
- ⑥ ストレス症状に、心理的退行現象と呼ばれる一時的な幼児返り（幼児のように母親に甘えるなど）が認められることがあるが、回復過程の一段階として経過観察することが基本である。
- ⑦ 症状からASDやPTSDが疑われる場合には、児童精神科医などの専門医を受診する必要がある。学校医等の関係者と相談の上、受診を勧め、専門医を紹介するなど適切な支援を行う。

3 薬物乱用について、次の各問いに答えなさい。

(1) 次の表中①～⑤にあてはまる乱用薬物を答えなさい。

--

(2) 「薬物乱用防止教育の充実について（通知）」（平成30年12月19日 文部科学省）において、児童生徒等の薬物乱用防止対策は薬物乱用防止に資する教育及び啓発の一層の充実が求められている。次の（①）～（⑩）に当てはまる語句を答えなさい。

○「第五次薬物乱用防止五か年戦略」における留意事項

1. 学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、（①）の時間はもとより、（②）、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導を行うこと。
2. 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、（③）、投げやりな

検査V 養 護

気持ち、過度の（④）などの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫を行うこと。その際、都道府県教育委員会等においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ること。

3. 薬物乱用防止教室は、（⑤）に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年（⑥）回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。その際、都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進すること。
4. 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、（⑦）、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等と連携し、学校等における薬物乱用防止教室の充実強化を図ること。なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、（⑧）や都道府県教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられること。
5. 学校警察連絡協議会、研修、講演等を通じて、地域における青少年の薬物乱用について（⑨）を行うなど、学校と警察等の関係機関との連携を一層強化すること。
6. 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等は、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の（⑩）、学校における指導状況等への理解を深めるよう、内容を充実すること。その際、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「薬物乱用防止教室マニュアル」を参考にしつつ、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること。

4 「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」(令和4年11月改訂 文部科学省)では、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた留意事項等が示されている。次の各問いに答えなさい。

- (1) 児童虐待の4つのタイプ(行為)の名称を答えなさい。
- (2) 児童相談所での児童虐待相談対応件数は年々増加している。次の①～③で、最も割合が高いものについて、その記号を答えなさい。
 - ① 虐待を受けた子供の年齢(令和2年度)
 (ア 0～2歳 イ 3～6歳 ウ 7～12歳 エ 13～15歳 オ 16～18歳)
 - ② 虐待をした主な者(令和2年度)
 (ア 実母 イ 実父 ウ 実父以外の父 エ 実母以外の母 オ その他)
 - ③ 相談の主な経路(令和3年度速報値)
 (ア 警察等 イ 近隣知人 ウ 家族・親戚 エ 学校等 オ その他)

検査V 養 護

(3) 児童虐待のサインについて、(①) ~ (⑥) に当てはまる語句を答えなさい。

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ■ (①) や (②) がいつも汚れている | ■ 子育てに (⑤) ・ (⑥) |
| ■ (③) な傷や打撲のあと | ■ 子供のけがについて (③) な説明 |
| ■ (④) まで一人で家の外にいる | ■ いつも怒鳴り声がする |
| ■ いつも泣き叫ぶ声がする | |

5 性的マイノリティについて、次の各問いに答えなさい。

(1) 「生徒指導提要」(令和4年度改訂)第12章 性に関する課題 12.4「性的マイノリティ」に関する課題と対応 について、次の(①) ~ (⑨) に当てはまる語句を答えなさい。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第2条においては、性同一性障害者とは、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの(①) 的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に(②) させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する(③) 人以上の医師の一般に認められている(④) に基づき行う診断が一致しているもの」とされます。

このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。生物学的な性と性別に関する自己意識(以下「(⑤)」という。)と「(⑥)」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。(⑥) とは、恋愛対象が誰であるかを示す概念とされています。

LGBTとは、Lが(⑦)、Gが(⑧)、Bが(⑨)、Tがトランスジェンダー(Transgender 身体的性別と(⑤) が一致しない人)、それぞれ四つの性的なマイノリティの頭文字をとった総称で、性の多様性を表す言葉です。このうち、LGBは「〇〇が好き」というような(⑥) に関する頭文字ですが、Tは「心と体の性別に違和感を持っている」性別違和に関する頭文字で、(⑥) を表す頭文字ではありません。また、いわゆる「性的マイノリティ」は、この四つのカテゴリーに限定されるものではなく、LGBTのほかにも、身体的性、(⑥)、(⑤) 等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な(⑥) ・ (⑤) を持つ人々が存在します。

検査V 養 護

(2) 次の表は、性同一性障害に係る取組の経緯である。(①) ~ (②) に当てはまる年を答えなさい。

平成 15 年	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の成立
平成 (①) 年	「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」事務連絡の発出
平成 26 年	学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施
平成 (②) 年	「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」通知発出
平成 28 年	「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」周知資料発出

6 発達障害について、次の各問いに答えなさい。

(1) 平成 28 年に改正された「発達障害者支援法」に定義されている「発達障害」について(①) ~ (⑥) に当てはまる語句を答えなさい。

「(①)、アスペルガー症候群その他の(②)、(③)、(④) その他これに類する(⑤)の障害であってその症状が通常(⑥)において発現するものとして政令で定めるものをいう。」

(2) 養護教諭は、各学校の特別支援教育の校内体制の中で、児童等の心身の健康課題を把握し、児童等への指導及び保護者への助言を行うなど、重要な役割を担っている。「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(平成 29 年 3 月 文部科学省)の中で、校内における教育支援体制の整備に求められる養護教諭の役割が 4 つあげられているが、それぞれについて、具体的な対応を 1 つ答えなさい。

- ① 児童等の健康相談等を行う専門家としての役割
- ② 特別支援教育コーディネーターとの連携と校内委員会への協力
- ③ 教育上特別の支援を必要とする児童等に配慮した健康診断及び保健指導の実施
- ④ 学校医への相談及び医療機関との連携

(3) 高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要であり、「高等学校学習指導要領」(平成 30 年告示)解説 総則編 第 2 節 特別な配慮を必要とする生徒への指導 にも以下のように示されている。

(①) ~ (⑩) に当てはまる語句を答えなさい。

検査V 養 護

【個別の教育支援計画】

(～前略～) 障害のある生徒などは、学校生活だけでなく家庭生活や(①)での生活を含め、(②)的な視点で幼児期から学校卒業後までの(③)した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、(④)などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの(⑤)を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。

(～中略～) 個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、中学校における個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の(⑥)や教育的支援の内容を設定したり、(⑦)に在学中の支援の(⑥)や教育的支援の内容を伝えたりするなど、入学前から在学中、そして(⑦)まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、(⑧)の同意を事前に得るなど(⑨)の適切な取扱いと保護に十分留意することが必要である。

【個別の指導計画】

個別の指導計画は、個々の生徒の(⑩)に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、(⑪)を具体化し、障害のある生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。(～後略～)

記号	養	番号	
----	---	----	--

検査V 養護解答例

1 (1) 1点×15=15点 (2) ①~④ 1点×4=4点 ⑤~⑩ 2点×6=12点
計31点

(1)	①	保持増進	②	保健管理	③	教育活動
	④	安全管理	⑤	円滑な実施	⑥	成果の確保
	⑦	毎学年定期	⑧	臨時	⑨	予防処置
	⑩	治療	⑪	運動	⑫	作業
	⑬	軽減	⑭	校長	⑮	学校の設置者
(2)	①	治癒する	②	五日		
	③	二日	④	三日		
	⑤	全身状態が良好	⑥	発しんが消失		
	⑦	すべての発しんが ^か 痂皮化	⑧	一日		
	⑨	予防処置	⑩	適当と認める		

2 (1) 2点×5=10点 (2) 1点×7=7点 計17点

(1)	①	再体験症状 (侵入症状)	②	陰性気分	③	解離症状
	④	回避症状	⑤	過覚醒症状		
(2)	①	×	②	×	③	○

記号	養	番号	
----	---	----	--

検査V 養護解答例

2

(2)	④	○	⑤	×	⑥	○
	⑦	○				

3

(1) 1点×5=5点 (2) 1点×10=10点 計15点

(1)	①	覚醒剤	②	MDMA	③	危険ドラッグ
	④	コカイン	⑤	大麻		
(2)	①	特別活動	②	道徳	③	好奇心
	④	ストレス	⑤	学校保健計画	⑥	1
	⑦	学校薬剤師	⑧	国	⑨	情報交換
	⑩	発達段階				

4

(1) 2点×4=8点 (2) 1点×3=3点 (3) 1点×6=6点 計17点

(1)	身体的虐待				性的虐待			
	ネグレクト				心理的虐待			
(2)	①	ウ	②	ア	③	ア		
(3)	①	衣服	②	からだ	③	不自然		
	④	夜遅く	⑤	拒否的	⑥	無関心		

(1)、(3) ① ②また⑤ ⑥は順不同

記号	養	番号	
----	---	----	--

検査V 養護解答例

5 (1) 1点×9=9点 (2) 1点×2=2点 計11点

(1)	①	持続	②	適合	③	二
	④	医学的知見	⑤	性自認	⑥	性的指向
	⑦	レズビアン(Lesbian) 女性同性愛者	⑧	ゲイ(Gay) 男性同性 愛者	⑨	バイセクシャル (Bisexual) 両性愛者
(2)	①	2 2	②	2 7		

6 (1) 1点×6=6点 (2) 3点×4=12点 (3) 1点×11=11点
計29点

(1)	①	自閉症	②	広汎性発達障害	③	学習障害
	④	注意欠陥多動性障害	⑤	脳機能	⑥	低年齢
(2)	①	<ul style="list-style-type: none"> 日々の健康観察や保健調査及び健康診断結果等から一人一人の健康状態を把握する。 保健室に入室した際の何気ない会話や悩み相談等から、生徒等を取り巻く日々の生活状況、他の生徒等との関わり等に関する情報を得る。 障害のある生徒等に対して、特別支援教育を念頭に置き、個別に話を聞ける状況を活用しつつ、生徒等に寄り添った対応や支援を行う。 生徒等から収集した情報について、必要に応じて学級担任や他の関係する教職員と共有する。 など 				
	②	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等の心身の健康課題を発見しやすい立場にあり、校内の学年等の枠や校種間を超えて、情報を収集する。 情報収集に当たっては、特別支援教育コーディネーターと事前に協議し、校内での効果的な情報の共有を図ることを心がける。 定期的な相談や情報交換を行う体制づくり。 校内委員会の構成員になる(ことが望ましい)。 など 				
	③	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断における困難さとして、例えばLD(学習障害)があり、ランドルト環方式の視力検査が苦手だったり、ADHD(注意欠陥多動性障害)があり、聴力検査や心電図検査が円滑にできなかったりすることが挙げられるが、こうした生徒等が在籍する場合は、あらかじめ校内委員会等において、健康診断及び保健指導の計画の立案を積極的に行い、方針を決めた上で、事前に保護者と相談を行いつつ、健康診断を実施することが重要。これらをきっかけに保護者との連携を深めることもできる。 など 				
	④	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等の心身の健康課題を把握し、医療機関への受診の必要性等について、学校医に相談を行う。 必要に応じて学校医に対して、授業や休み時間等に生徒等の様子を共に観察することを提案するなど、生徒等の日常的な様子や実態を把握する働きかけを行う。 医療的ケアが必要な生徒等に対する支援に当たって、特別支援教育コーディネーターが医療機関等の専門家と連携を図る必要がある場合には、積極的に協力することが望ましい。 など 				

記号	養	番号	
----	---	----	--

検査V 養護解答例

(3)	①	地域	②	長期	③	一貫
	④	福祉	⑤	取組	⑥	目的
	⑦	進路先	⑧	保護者	⑨	個人情報
	⑩	実態	⑪	教育課程		